

令和6年第2回（6月）大磯町議会定例会

議 案 第 24 号 説 明 資 料

令和6年6月4日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1
新旧対照表	-----	2～3

町 民 課

大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和6年3月30日付けで地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)が公布されたことに伴い、大磯町国民健康保険税条例の一部を改正し、政令の施行日と同日付けの令和6年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

2 改正内容

令和5年度の経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の適用を受けている世帯が当該軽減対象から外れてしまわないように、軽減判定所得額の引き上げを行い、低所得者の国民健康保険税負担の軽減を図りました。

(1) 国民健康保険税の低所得者に係る軽減判定所得の見直しについて

5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を現行の「29万円」から「29万5,000円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乘すべき金額を現行の「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるものです。

例：夫婦（給与所得者1人）と子ども1人の3人世帯の軽減判定所得額

	現行	改正後
	(基礎控除額) (被保険者数)	
5割軽減	43万円+29万円×3人 130万円以下	43万円+29万5,000円×3人 131万5,000円以下
2割軽減	43万円+53万5,000円×3人 203万円5,000円以下	43万円+54万5,000円×3人 206万円5,000円以下

(2) 施行日

令和6年4月1日から施行しました。

大磯町国民健康保険税条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 省略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～エ 省略 2・3 省略	第1条～第21条 省略 (国民健康保険税の減額) 第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合には、その額)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減じて得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合には、その額)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合には、その額)の合算額とする。 (1) 省略 (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～エ 省略 (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項第1号に規定する金額(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、法第314条の2第2項第1号に規定する金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～エ 省略 2・3 省略

改正案	現行
第22条の2～第27条 省略 <u>附 則</u> (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 <u>(経過措置)</u> 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	第22条の2～第27条 省略